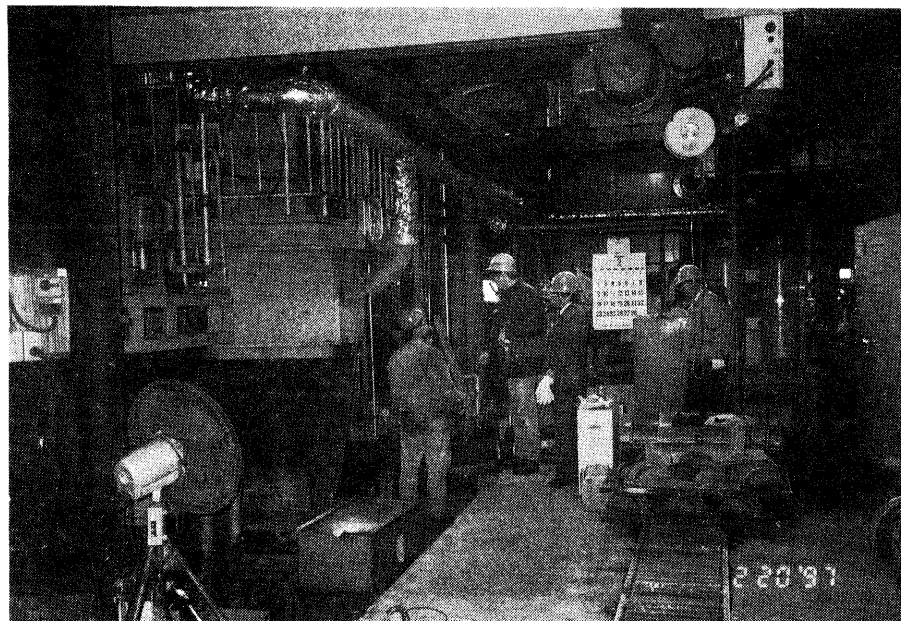


関西 労災職業病

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ぼんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1997.6.10発行(通巻第262号) 200円



- 同行取材／全港湾大阪支部安全パトロール……………2
- 海上コンテナヤードの安全対策／
シャーシピシャットできる……………5
- 7月、今年も安全週間ですが……………8
- シリーズ労災上積み補償② 労災上積み補償制度…………10
- ラテンアメリカ訪問記 その4
ラテンアメリカと日本をつなぐもの 田島陽子(事務局) 13
- 前線から(ニュース)……………17
連合・全国労働安全衛生対策会議／金属機械・安全活動交流
集会／全港湾大阪支部・集中労働法講座／労働法の規制緩和
反対3000人集会／全港湾西成分会・派遣元、先企業から日系
ブラジル人労働者の労災上積みかちとる
- 1997年夏期一時金カンパへのご協力をお願い……………22
- 腰痛予防ベルト「楽腰帯」ご注文票……………23

5月の新聞記事から／18

表紙写真／三輪鑄工(京都市伏見区)の現場(本文20頁)

'97 6

全港湾大阪支部安全パトロール

少しずつ できることから 改善しよう



全港湾関西地方大阪支部による安全パトロールの取り組みを紹介する。

安全パトロールは、約140ある分会すべての職場を年に1回は点検を目標に、安全衛生委員会によって毎年5月に集中して実施、その期間に回れない職場は随時特別の日を設定して訪問する。すでに20年以上続いており、今年は大阪地区は5月21～23日、中国地区は5月26、27日に実施された。関西労働者安全センターからも大阪地区のパトロールに参加し、パトロールの取り組みと、港湾職場を実際に見せてもらった。この3日間で約90職場を訪問した。21名の安全衛生委員が7、8名のグループに分かれてそれぞれのグループが1日に10～12ヶ所をまわる。

このパトロールで安全衛生委員は点検項目のチェックリストを持って、詰め所・食堂・クレーン・フォークリフト・トラックの整備点検・労働時間・作業要員数・服装・作業用具・安全衛生委員の有無と活動・健康診断など多岐に渡って直接見て点検し、かつ職場の安全衛生の責任者などから聞き取りを行う。また、聞き取りをした後にはパトロール実施と内容の確認のために企業側の責任者より署名捺印をもらう。

今期パトロールの重点項目は、港湾運輸産業において、トラック労働者の保護具の着用、運行管理チェッ

ク、安全作業の実態観察であった。というのも、トラック労働者が荷の積み降ろしの際に、荷台からの転落・転倒で負傷する事故が発生し、しかも保護具をつけておらず重傷を負うケースがあったためである。実際問題として、トラックの運転手に荷の積み降ろしをする間だけ、又は荷台に上って作業する間のみヘルメットの着用を求めても面倒くさがってなかなか協力を得るのは難しい。しかし、そういった事故が企業の敷地内で起これば、被災者が運輸会社の運転手であっても企業にも責任が発生する。そこで、全港湾としては、保護具着用の徹底についての指導要請を兵庫・大阪労働基準局や港湾局、トラック協会、埠頭公社などの関連行政・団体に指導要請行動を行い、パトロールでも企業と組合員に周知徹底をはかった。それを受けて、敷地内に入出入りするトラック労働者にヘルメットの着用を呼びかけ、持参していない場合はヘルメットを貸し出すという措置の実施を決定した企業もあった。

今回ある職場では労働者の詰め所の改善があった。詰め所や食堂は、労働者が作業の合間にゆっくりくつろいだり、休息をとるための重要な施設である。そのためには、労働者の数に対して、広くスペースをとり、整理整頓して清潔に保つ必要がある。今回その職場では、内装を改善し靴は脱いで入るように変えたため、清潔に保たれていた。その反面、詰め所というより、着替えのためだけのスペースしかなくあまり掃除がされていないような職場もあり、組合は企業側に引き続き詰め所の重要性についての理解を求めて改善要求していかなければならない。

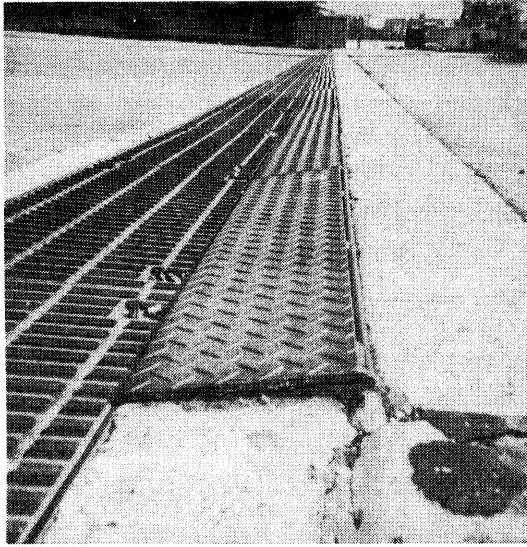
職場改善例

ここで前期の安全衛生の取り組みから、職場改善例を紹介する。

大正内港の港湾施設エプロンにおいて、埋め立て地が沈下し、最大約7センチの段差が生じていた。作業上フォークリフトでその上を通過するとき、激しい振動のため運転手が腰痛を訴えていた。また、95年の阪神大震災でも段差が一段と広がった。(写真・改善前)安全衛生委員会が港湾局に改善を要請。また、事業主に対しても大阪海運事業協同組合を通して港湾局に要請するよう申し入れた。その結果、応急処置的ではあるが、段差にスロープが取り付けられた。(写真・改善後)それによって安全に通過できるようになり、段差による振動もなくなった。しかし、まだスロープを通過する際は慎重に操作する必要がある、今後沈下が進めば抜本的対策を講じなければならない。このように、毎年改善要請を行い少しずつだが着実に改善されている。

パトロールの評価

全港湾の安全パトロールに参加して、多くの職場において組合と企業側との関係がうまくいっているような気がした。全体的に企業側は組合の意見を聞く用意ができていた。組合員が何十人もいる分会ばかりではなく、10名を下回る人数のところも多いのだが、これは普段からの組合員たちの努力に大いに依拠する点であろう。特に、常に後回しにされがちな安全衛生問題においてそうであるという

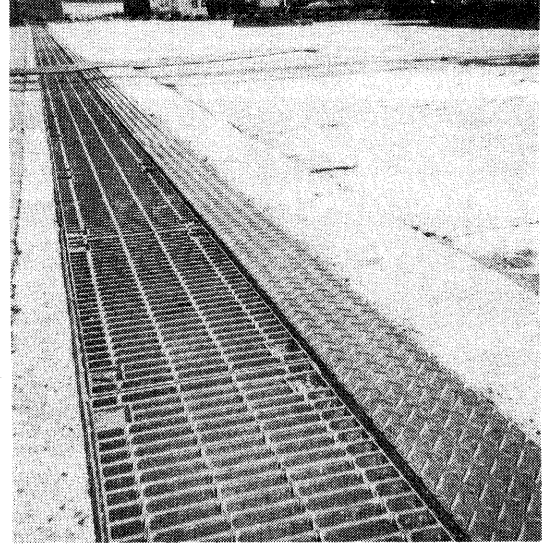


改 善 前

ことを高く評価したい。

また、安全パトロールの実施は、職場を巡回する側にとっても学ぶ点が多い。同じ倉庫作業であっても、整理整頓され荷崩れを防ぐ工夫がされているところもあれば、床面の段差などが放置され暗くて換気の悪いところもあり、パトロールをしながら自分自身の職場と見比べることができる。その中で、自然に良い改善例などを自分の職場に取り入れようと考え、安全衛生についてより意識されるようになるのである。整理整頓や保護具の着用を心がけるのは、時間に追われて仕事をこなすことばかりを優先させてしまうと難しいが、一人一人が意識することが改善への第一歩となりうる。

長年安全パトロールを続けてきて少しマンネリ化し、決まりきった点検のみに従事してしまいがちという問題もある。それを防ぐために最近チェックリストの見直しを行い、業種によって点検項目の違いをチェックして、



改 善 後

違ったチェックリストを作成した。また、パトロールを職場のあら探しというふうにとらえられることもあった。

今回パトロールを実施した職場の中には、安全衛生委員とその分会組合員の努力で改善された箇所が多数あり、とても全部は紹介できないほどであった。安全衛生委員会が今まで蓄積してきたこれらのノウハウは貴重な財産で、かつこれを読んでいただいているすべての労働者とも共有したいものである。

これからも、いろいろな職場や労働組合の取り組みを機関誌では紹介するつもりである。

シャーシピシヤットできる 二度と起こすな！コンテナ圧死事故

惨事繰り返すな

広大なコンテナヤードが広がる神戸港。その一角の六甲アイランドで「シャーシピシヤット」（以下、ピシヤット）を使用したコンテナ荷役の実演が行われた。全港湾関西地本労職対の呼びかけで事業者団体、労働省関係者も参加、装置の有効性が確認された。

この装置が考えられたきっかけは、コンテナヤード内のトレーラー運転手圧死事故だった（新聞記事）。トレーラーにつながれたシャーシにコンテナを積み下ろしするとき、トレーラーの位置を微調整するため運転手は乗車しておかなければならず、もし、そこにコンテナが落下すればひとたまりもない。その危険性は常々言われていたことで、事故を契機に全港湾阪神支部を中心に安全対策を要求、その一つの解決策が実現したのである。

ピッタリ位置決め、ドライバーは車外で待機

コンテナヤードにはコンテナが6列3段程度に整然と置かれ、揚貨装置である「RTG」がこれをまたぐように設置されている。RTGには駆動車輪がついておりコンテナ列の縦方向に移動する。RTGにはコンテナを釣り

下げるアダプターである「スプレッダー」が連結されており、スプレッダーはRTGの駆動方向とは直角方向に動くようになってい



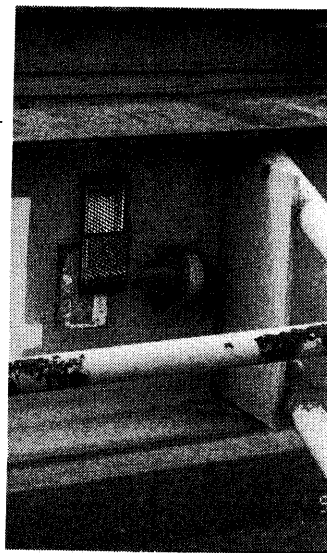
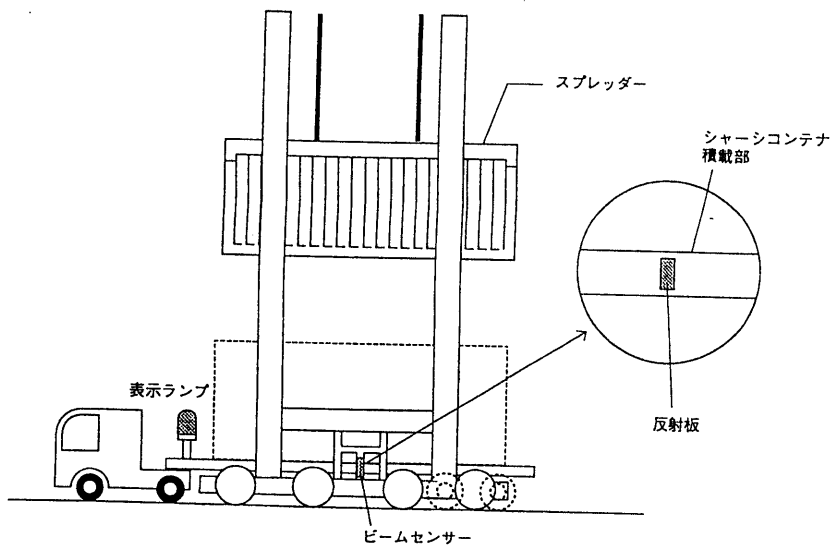
20トコンテナ 落下で圧死

トレーラー運転者

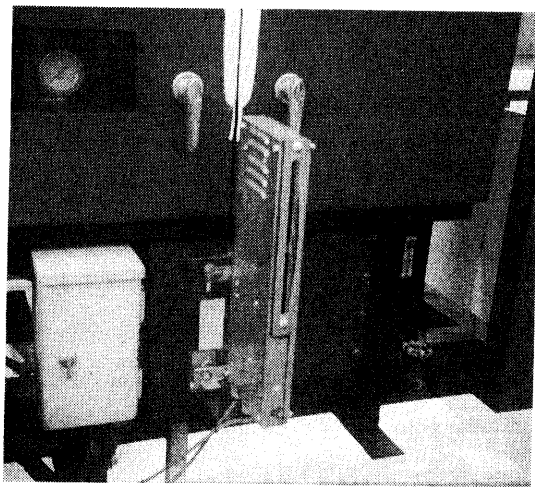
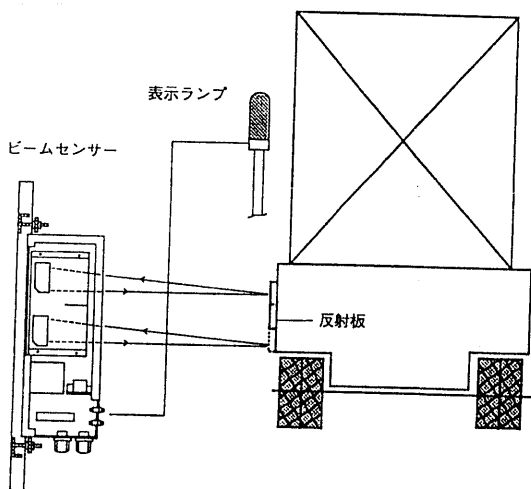
十六日午前八時五十分ごろ、神戸市中央区港島町一丁目のポートアイランドコンテナパースC5で、高さ約七メートル、三段に積んであったコンテナが崩れ、最上部分の一個（長さ六・五メートル、幅二・五メートル、重さ約二十トン）が、そばに落ちて来たコンテナで運転席をおしつぶされたトラーラー神戸市中央区ポートアイランドコンテナパースC5で

停車していた神戸市垂水区多聞台五丁目、運送会社員荒井修さん（三十三）が、トレーラー運転席をおしつぶした。中に閉じ込められた荒井さんは約四十分後に救出されたが、全身を強く打ち、すでに死亡していた。神戸水上の調べでは、クレーンを運転していた同市北区北五葉三丁目、柿下清一郎さん（五十）がトレーラーにコンテナを積み込みながら、積んであったコンテナに接触させ、衝撃で一個が落ちたらしい。同署は業務上過失致死の疑いで柿下さんから事情を聴いている。

1993年9月17日朝日新聞



シャーシにつけられた反射板



赤外線ビームセンサー

る。RTGにはオペレータが乗車し、コンテナ列の横に停車したトレーラーへのコンテナの積み下ろしをおこなうわけである。

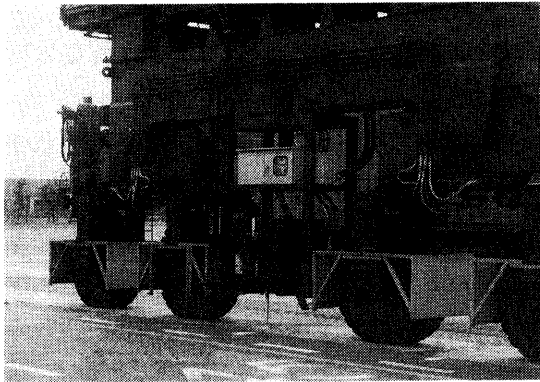
積み下ろしの際、スプレッダーの微調整が不可能なコンテナ列縦方向への調整は運転手が行わざるを得ず危険である。そこでRTG脚部のセンター部に赤外線ビームの発光・受光部を設置、コンテナシャーシ側に反射板をとりつけ、反射板がRTG脚部の中央の真横

にきたときRTG脚部にとりつけられた表示ランプが点灯し、これをドライバーが確認して停車する。そしてコンテナの積み下ろし作業中はドライバーは車外に待機するわけである。

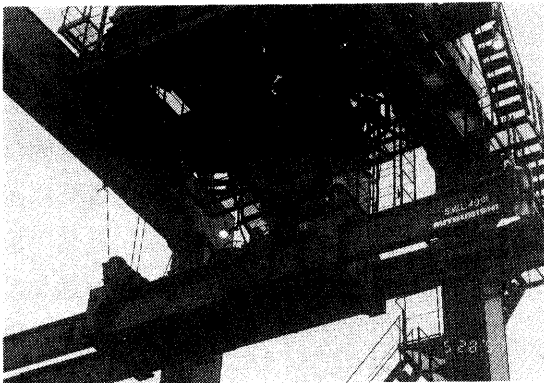
赤外線ビームセンサーを使った仕組みは、男子トイレの便器の自動水洗器のあれである。ドライバーの安全とともに作業効率も向上するという一石二鳥の装置だ。

全国普及を目指す

RTG脚部にとりつけるビームセンサー部分が約40万円、シャーシに貼る反射板が1枚1000円で左右2枚ずつ計4枚の4000円で、量産段階でもない今でもそれほど無理のある価格ではない。労働組合では今後、実用化と全



RTG脚部。中央部に取り付けられているのが赤外線ビームセンサー



RTGに連結されたスプレッダー。

国的な普及を目標に事業者団体、労働省、通産省などの行政に対して積極的に働きかけていく方針だ。



表示ランプが点灯する位置に停止する。



スプレッダーが降りてきてコンテナをフックしてつり上げる。



コンテナをヤードにおろす。

7月、今年も 安全週間ですが・・

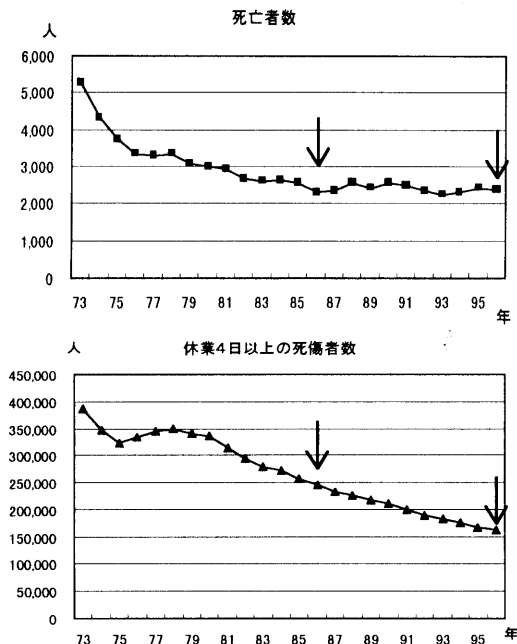


7月はじめの全国安全週間、準備期間とされる6月の直前に「安全の指標」(労働省労働基準局編、中央労働災害防止協会発行、全206頁)(以下、指標)が毎年発行される。500円で個人でも入手できる(労働基準局、労働基準協会などで販売)。

死亡・死傷者統計への疑問

指標に掲載された「全産業における死傷者数の推移」を若干修正したものが図1である。

図1 全産業における死傷者数の推移



る。この統計上の最近の特徴は、「死亡者数と死傷者数の推移の大きな違い」にあるのではないだろうか。(死傷者数とは、死亡者数と休業4日以上を負傷者数を合計したものだ。この統計は労災保険給付データから作られており、労災保険法上は「休業4日目からしか休業補償給付は支給されない」ため)。

平成8年(1996年)と10年前の昭和61年(1986年)を比較すると、死亡者数は1.9%の増加、死傷者数は34.0%の減少である。一時に3人以上の死傷者を伴う、いわゆる「重大災害」の件数の推移をみると、1986年では146

件だったものが全体としては増加傾向であって、平成7年(1995年)には228件を記録している。

死亡者数は減らない、重大災害件数は増えている、しかし、傷病者数は着実に減少しており、そのうちゼロにもなるのではないかという着

年	死亡者数	休業4日以上死傷者数
73	5,269	387,342
74	4,330	347,407
75	3,725	322,322
76	3,345	333,311
77	3,302	345,293
78	3,326	348,826
79	3,077	340,731
80	3,009	335,706
81	2,912	312,844
82	2,674	294,319
83	2,588	278,623
84	2,635	271,884
85	2,572	257,240
86	2,318	246,891
87	2,342	232,953
88	2,549	226,318
89	2,419	217,964
90	2,550	210,108
91	2,489	200,633
92	2,354	189,589
93	2,245	181,900
94	2,301	176,047
95	2,414	167,316
96	2,363	162,862

実さである。

私たちの心配は、死亡者数や重大災害の件数の推移の方が労働災害全体の傾向をしめしている可能性はないかということである。

「死傷者数の減少傾向」を見かけ上もたらず人為的要因が現場に存在しており、これを防止する有効な方策は講じられていないし、状況は悪化しているからである。それは、いうまでもなく「労災隠し」。統計の取り方との関連でいえば、「休業4日以上災害」をいかになくすかということで、具体的には、最低4日目からはとにかく会社に出勤させる、短期の休業は休業補償を請求せず企業が直接賃金として支払う、示談でことを済ます、健保で処理させる、放置するなどがある。

労災隠しには役所の手によるものもある。頸肩腕障害、腰痛などの認定基準が不当に厳しいことや、実質的な使用従属関係にある労働者が仮装（あるいは偽装）請負の衣を着せられ、役所も法の趣旨、目的を忘れて労災保険適用を拒否することがこれに含まれる。

しかし、ふつう労災隠しとは使用者によるもののことを指す。隠そうとする理由はいまさら述べるまでもなからう。一般的に、労災は隠したほうが使用者に有利という認識がある。企業の階層の下にいくほどこの傾向は顕著になる。上層の企業もこれをあえて問題にはしないし、労働行政も対策を考えようとしていない。派遣労働者、構内下請け、社外工、そして外国人労働者。安全センターまで来る相談は昔から労災隠しにからんだものが多い。労働コストの削減圧力の中でいっそうこの傾向は強まりつつある。労働組合の組織率の低下がこれに拍車をかけている。

死亡事故や重大災害は「隠そうとしても隠し切ることが困難」な部分である。もし、死亡災害・重大災害とそれ以外の災害の比率があまり変化するものではないと仮定すると、この部分の傾向にこそ、わずかに労働災害全体の有り様をわれわれは垣間見ているのかもしれないのである。また近年の死亡災害等が減らない「停滞傾向」は現行の安全衛生施策が実効力を欠いていることを物語っているともいえるのではないだろうか。

「あなたの努力」

指標によれば、平成8年の死傷者数の約80%は規模100人以下の事業場に所属しており、規模が小さくなるほどたくさん労災が発生している。大きな企業の労災隠しの可能性も考えられるが、やはり中小零細企業での安全衛生対策の遅れを如実に示しているといえる。

今年の安全週間のスローガンは「安全はトップの決意とあなたの努力、めざそう災害ゼロの明るい職場」。東京東部労災職業病センター代表平野敏夫氏はその機関誌で「去年は『みんなの努力』だったが今年は『あなたの努力』に変わった。労災隠しを平気とする事業主は後を絶たないし、腰痛などを個人の問題にする傾向が根強い現実があり、こうした状況はあなたの努力では変わらないし、労働者の自主的参加が不可欠で、労働組合による以外ない。」として労働組合の参加型職場改善活動の活発化を強調されている。労働行政や使用者側のごまかしやきれいごとの裏側を見据えつつ、現状を変える力をもつ安全衛生運動を進めていくことが私たちに強く求められている。（事務局）

シリーズ

労災上積み補償①

労災上積み補償制度

労働災害や通勤災害について、労災保険による給付以外に、事業主がさらに付け加えて別に補償等を支払う取決めをする制度、いわゆる労災上積み補償制度を設けている事業所が多い。

たとえば民間の調査機関の産業労働調査所が1993年秋に企業を対象として行ったアンケート調査によれば、回答のあった437社のうち344社(78.7%)が何らかの上積み補償制度を設けていると答えた。この調査は、同所の会員である、つまり人事管理を重視する姿勢をもっている会社を対象としたものだが、相当の高率といわねばならない。また、同種調査である労務研究所の「97年民間108労組福利厚生関連要求と妥結状況」によれば、今年の春闘でもっとも進展率が高かったのは「法定外労災補償」で、108労組のうち32労組が要求項目として取り組み、その88%で進展があったという。

もちろん上積み補償制度が設定されているかどうかは、規模、労組の有無による。産業労働研究所の調査でも、千人以上の規模で90%が制度を設けていると答えていることからそのことは裏付けられている。しかし、同調査で300人未満の事業所でも68.5%が制度を設定していると答えており、この制度の設定には別の誘因があることを示している。

誘因を整理すると、まず何よりもかつての

ように労災民事損害賠償請求が珍しいものではなくっており、しかも使用者に課されている安全配慮義務が裁判の上で完全に定着していることがあげられる。使用者にとっては、事故が発生して弁護士など専門家に相談すると、たとえ労働者の過失があったとしても最終的には労災保険以外の賠償をすることになると諭されることになる。そうすると、予め上積み補償制度を設けておいたほうが労務管理上も得策ということになる。

第二にあげられるのは、労働組合の取り組みの果たした役割もさることながら、損害保険会社の商品開発と営業努力の寄与である。補償責任を負い、労務対策を思案する使用者のニーズにあわせた、労災上積み保険(労災付加給付保険)の商品を多数開発し、災害補償責任のシビアな現状を材料に事業主の間を絶えず営業して回っている。保険の掛金は、災害発生頻度、予想される重傷度など様々な要素を考慮に入れた係数により算定したものになっている。税法上も必要な経費として処理することになり、多少なりとも経営に余裕のある企業であれば、加入しておこうという判断をすることになる。

明確な労災上積み補償協定の締結を

さて、こうした労災上積み補償制度を設定

する際に、労働者側からチェックすべき問題は何かについて簡単にふれておこう。まず、最近問題になっている団体生命保険である。団体生命保険とは、従業員の死傷病（業務災害かどうかは問わない）について、経営者がかける保険で、たとえば死亡があった場合、保険会社は経営者に契約の保険金を支払うことになる。もちろん保険の趣旨は、従業員の遺族が受け取ることを想定したものだ

が、経営者が受け取った段階でそれをどう使おうと何らかのチェックが働くことはない。労災付加給付保険も基本的には同様で、契約上は、従業員もしくは遺族に支払うことが決められてはいるが、保険会社は支払った以降、とくに問題が起こらない限り用途について関与することはない。結局、場合によっては使用者責任のある従業員の死亡によって、かえって経営者に利益が転がり込むなどということになりうるのである。

労働組合が労使協定として上積み補償制度を締結する場合は、その内容がすべてであり、経営者がそのためにどんな保険に加入しようとしたことではないが、そうでない場合は、就業規則などに準じて補償規定を明確にしておかねばならない。

個人の損害賠償請求の権利保障

被災した当該労働者、死亡の場合はその遺族が、損害賠償請求の意志がある場合に、上積み補償規定とどういう関係が生ずるかという問題がある。労使協定によっては、規定された協定額の補償を受ける際、その他の請求を放棄する旨の誓約を受給者に求めるものが

ある。しかし、損害賠償の請求は、権利を持つ労働者などの固有の権利であることを考えると、この規定は問題があるといえよう。また、事故に明らかな使用者側の過失が存在する場合の責任追及の手段が除外されることになるなど、安全衛生対策上も無理があるといえよう。

もともと上積み補償を経営者側からみれば損害賠償請求の抑止効果をねらったものといえるので、それ以上の効果をねらうのは過剰と考えるべきであろう。

むしろ労働組合側からは、上積み補償協定の条文に、損害賠償を請求する権利が別に存在することを明記し、その場合には規定の補償額を使用者が賠償額の一部または全部として充当することを記しておけばよい。民事訴訟の賠償額は高額化しており、たとえそこそこの協定があったとしても、それで充分とはいかないことを明確にしておく意味でも必要であろう。

補償金額の公平さを

補償額の規定について、労働組合の要求水準で比較の対象となるのは、死亡と労働能力100%喪失と判断される第1級から第3級の補償金額である。97年度の調査でも3000万円代が主流になってきており、これが一つの到達目標のようにいわれている。しかし、補償額の規定は、労働能力5%喪失とされる第14級まで含んで評価すべきであることを忘れてはならない。死亡3000万円との協定を締結しても、第4級で700万円という規定は公平さからいって妥当なものとはいいがた

い。

経営者側からすれば、死亡など重大災害はそうたびたび起こるものでなく、多少金額をあげたとしても負担は大きくならない。保険会社に支払う保険料も大きくならないのである。上位の金額が大きい見栄えのする協定であっても、意外に公平さの損なわれているも

のが多いことに注意しなければならない。もっともこの点について、被災後も在職すると被災以前と賃金に差がそうあるわけではないから、あまり低位の障害で金額が大きいのもどうかとの意見もある。これについては、金額にその障害が原因で退職した場合と在職している場合で区別する方法がある。

「特別支給金は控除しない」と最高裁が判決

前号で損害賠償請求金額計算の概略を紹介した。基本的に、損害額から「労災保険からすでに支払われた金額」を差し引いて請求金額を算出する。その中の「労災保険からすでに支払われた金額」に「特別支給金」を含めて（＝控除額に含めて）計算していた。特別支給金を控除額に含めると、当然、請求金額はより低くなってしまう。

特別支給金は労災保険からの本体給付ではなく、「労働福祉事業」として支給されるものであって、こうした控除額に含めるかどうかという点については、その趣旨からも控除を否定する＝算入しないというのが本来の原則的立場といえる。ただ、裁判上は両説があり、控除否定が多数説ではあったが、近年では東京地裁民事交通部が控除肯定説をとることを明らかにして、同部による松尾じん肺訴訟第一審判決は控除を肯定し、東京高裁判決（1992年7月17日）でも維持されこの部分は確定するといったこともあった。

ところが、今年になって、最高裁は控除を否定する判決を出しており、この問題の裁判上の決着がついた（最高裁平六（オ）九九二号、平8.2.23二小法廷判決）。本誌前号の記述は原則的立場や最高裁判決をふまえておらず、筆者の認識と勉強の不足を深くおわびする次第です。

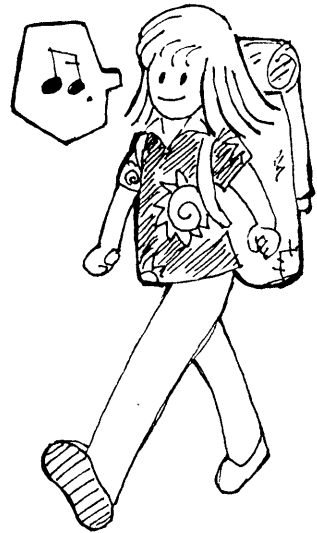
なお、特別支給金については「労働災害補償保険特別支給金規則」に定められており、たとえば、休業補償給付は平均賃金の60%、休業特別支給金として20%が支給される（あわせて平均賃金の80%が支給される）。

特別支給金の種類（規則第2条）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 休業特別支給金 | 2 障害特別支給金 |
| 3 遺族特別支給金 | 3の2 傷病特別支給金 |
| 4 障害特別年金 | 5 障害特別一時金 |
| 6 遺族特別年金 | 7 遺族特別一時金 |
| 8 傷病特別年金 | |

ラテンアメリカ 訪問記

事務局 田島 陽子



その3 ラテンアメリカと 日本をつなぐもの

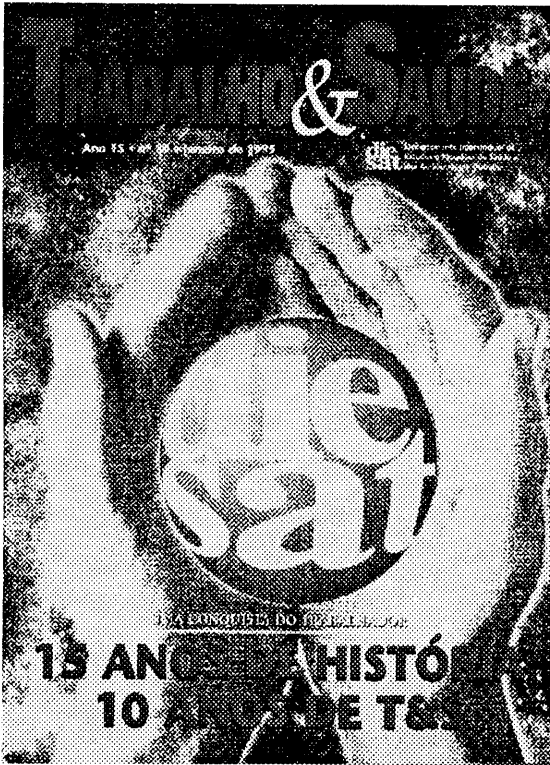
サンパウロにて

ブラジル、サンパウロ市は雨期だった。ジョルジン・アメリカ地区の知人を訪ねた。嚴重にへいで囲まれた高級マンションやブランドもののブティックが建ち並ぶ高級住宅街の一つである。市の中心方向へ向かって急な上り坂になっており、毎日決まって午後になると降るとしゃぶりの雨が、石畳の歩道を川になって坂を流れてゆく。この高級住宅街の自分のマンションで、彼女はわたしたちを迎えてくれた。浅黒く日焼けした肌にかールのかかった髪、彫りの深い顔立ちの彼女の口から、彼女の母親そっくりの声で流ちょうな日本語が話されるの聞いて、不思議な感じがした。彼女の父親はブラジル人で母親は日本人、母親は関西で外国人労働者を支援する仲間の1人である。ベルギーで生まれアメリカ、ブラジルで生活した後、日本で中学、高校時代を過ごしたが、最終的に父の国ブラジルでデザインの才能を生かし、今の生活を築いた。二重国籍を生かして、自分で自分の住む場所を選び取る新しい世代なのかもしれない。日本で入管の血統主義政策と顔をつきあ

わせて活動しているわたしたちとしては、なんだかほっとする。彼女の母親が外国人支援活動をするにいたったのは、旧国籍法により彼女に日本国籍がとれなかったことがきっかけであり、苦勞しなかったというわけではないのだが。

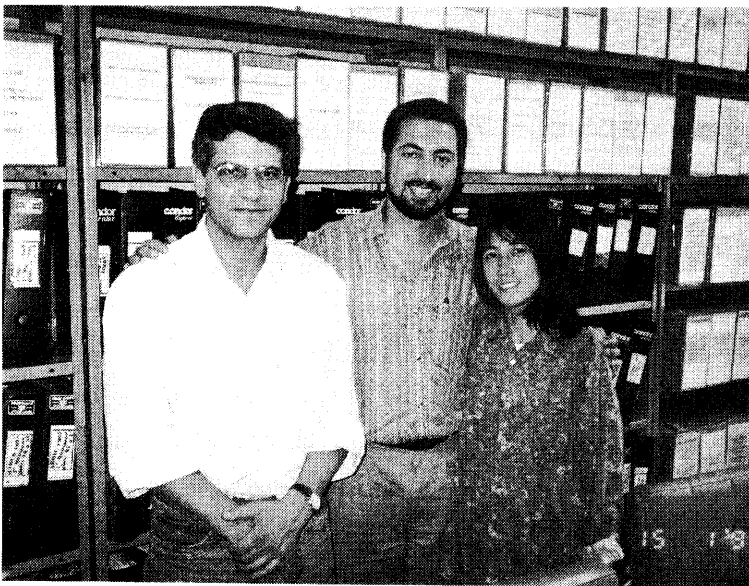
ブラジルの労災職業病センター DIESAT 訪問

入管問題調査会の呼びかけで行われたペルーでの入国管理局収容所内の処遇調査のついでに足をのばしてブラジルを訪ねた目的の一つはこの労災職業病センターのDIESAT訪問であった。DIESATは、Departamento Intersindical de Estudos e Pesquisas de Saude e Ambientes de Trabalhoの略で訳すると「労働環境と健康の研究調査協議会」というところだろうか。事前の準備不足で、サンパウロに着いてから突然連絡を入れ、片言



DIESATの機関誌「仕事と健康」

のポルトガル語でどうにかこうにか翌日訪問の約束を取り付けることができた。DIESATの



左からパウロ・ド・ナシメントさんとウィルソン・リベイラさんと筆者

オフィスは、サン・パウロの中心街にあるヘプブリカ広場に面した建物にある。

DIESATスタッフのウィルソン・リベイラさんとパウロ・ド・ナシメントさんが突然の訪問にいやな顔ひとつせず対応してくれた。きれいなオフィスには資料室もあり、まあまあ広い。数人のスタッフが働いていた。ウィルソンさんは心理学者で、パウロさんは社会学者だと教えてくれた。どうしてDIESATのことを知ったのかと聞かれたので全国安全センターのことを説明すると、ウィルソンさんがそう言えばと全国センターの機関誌をごそと取り出してきて、「いつもたくさん送ってくれるんだ。日本語がちょっとできる人もいるけど…」と少し困った様子で笑った。でも、きちんと整理して保存してくれていた。

ブラジルでは軍事独裁政権が終わった後、ナショナルセンターが創設された。その中で、当初は学者などの専門家が呼びかけ、安

全衛生問題の調査活動から出発した。呼びかけに応じて、労働組合が参加していき1980年DIESATが発足した。そこには、全国レベルでCUT(統一中央労組)やFS(労働の力)など主立った労組を含むあらゆる分野の労働組合が参加した。

DIESATの主な活動は、労働災害の予防、被災者の治療や職場復帰を含むリハビリテーションの取り組み、また、企業と労働組合の団

体交渉への参加、政府交渉など。労働組合に健康と安全に関するセミナーを開いたりもしている。

最近のDIESATや労働組合の最大の関心事は、メルコスル（南米南部共同市場—ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイが参加し1995年1月発足）で、企業と政府は労働者の権利など考慮せずすめられている。メルコスルの参加国は労災や職業病に対して労働者の権利を守る安全衛生基準を制定しなければならないと、CUTなど労働組合は主張している。また、ブラジルでも労働力の柔軟化がすすめられようとしており、多国籍企業などは大手企業が下請けへ発注するやり方から構内下請けを入れるやり方へと移行していつている。日本でも昨年派遣法の改正があり、派遣業種が緩和されてきていることなどを少し説明すると、2人とも非常に興味を示した。ブラジル人をはじめ外国人労働者が違法派遣のもと働いていることも説明した。ブラジルは日本以外にもヨーロッパ主にドイツなどに労働者を送り出す一方、ほかのラテンアメリカからの移民も受け入れており、もちろん不法入国者もある。94年には日本への出稼ぎ労働者の問題を取り上げた、タイトルもそのまま「DEKASSEGUI（出稼ぎ）」という本も出版された。1部購入したいと思ってさがしてみたが、残念ながら出版元にもなく手に入らなかった。

私たちの側から日本へ出稼ぎに来たブラジル人労働者が仕事に熱中症で倒れ多臓器不全に陥り、全身麻痺の寝たきりの状態で帰国したケースなど帰国後も日本の労災補償を受け続けなければならないケースがあることを

紹介し、そういった被災者への協力をも視野に入れ、今後も情報交換はじめ何らかのコンタクトを取り合っていこうということで一致した。

旅の終わりに

最後にわたしが訪ねたのは、やはり日系ブラジル人のマルコス・オカダさんの家族で、サンパウロからバスで8時間の静かな町、ディビノポリスだった。治安の悪い大都市と違って、ここは町中でも車の鍵を閉めずに止めておいても盗まれる心配はないくらいである。ブラジルでは広大な国土に比べて少ない人口はいくつかの大都市に集中している。サンパウロのような地下鉄が走り、高層ビルが建ち並ぶ、治安も悪い大都市というのは少なく、それ以外はほとんど規模の小さな町や村である。

オカダさんは、日本に出稼ぎに行ったときの派遣会社「本譲」にパスポート取り上げに対する損害賠償を求め、裁判を起こしている。裁判はまだ進行中ではあるが、証人尋問も終わって一段落着いたので2年ぶりに帰国した。わたしがディビノポリスで会った彼は、家族ととても幸せそうに暮らしていた。彼は日系2世であるが、父親も日本国籍があるとはいえブラジル生まれで、片言の日本語が話せるくらいで、ほとんど日系の文化というものは持っていない。一方、奥さんは黒人の血を引いていて子供たちの容姿により影響を与えている。それは、いろいろな人種の混じったブラジルという国ではありきたりの家族にすぎない。しかし、彼に案内されて兄弟

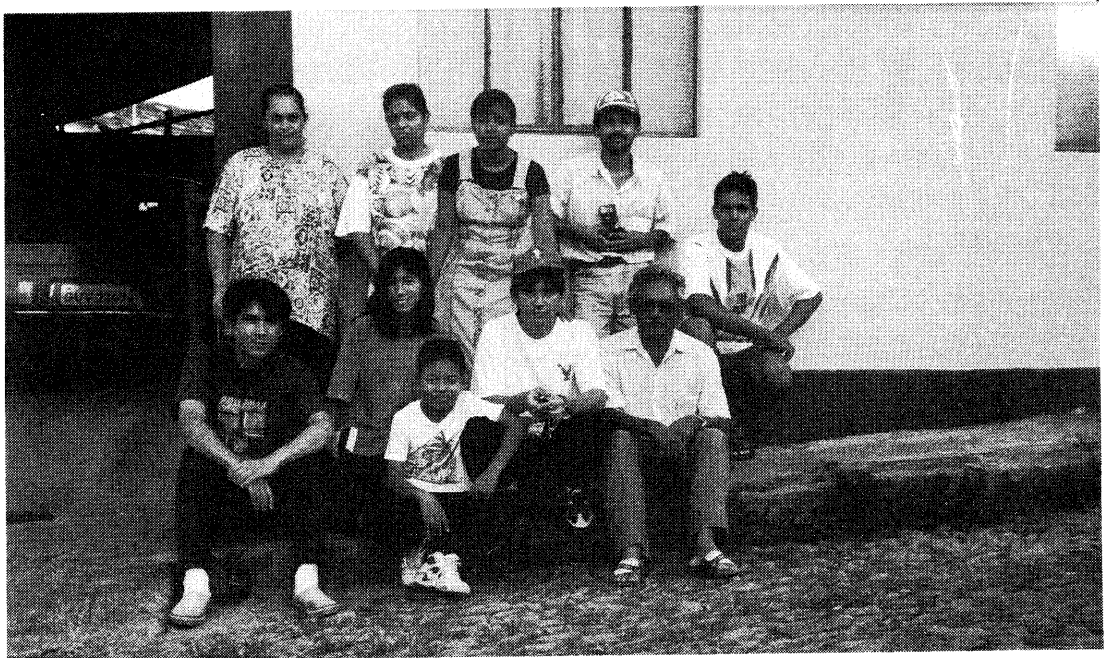
たちが日本で稼いで新築した家々を見て、平和そうなこの町でも、祖父母が日本人であったという事実が、今彼らに日本へ出稼に行けるという一種の「特権」を与えている日本の入管政策は、本当に彼らの現状にそぐわないいびつなものであると思った。

こうして今回、ラテンアメリカからの労働者を故郷に尋ねることができて、地球の反対側にあっても日本とラテンアメリカとは、良くも悪くもしっかりと結びついていると感じた。100年前にペルーやメキシコに移民した日本人たち、現在日本に出稼ぎに来ているその子孫や子孫でない人たち、外国人労働者と日本人との結婚も増加しその間には、父母両国の国籍と文化を持つ子供たちが生まれている。また、日本はODAを提供することでそういった人の流れの原因である、ラテンアメリカ諸国の政策に多大な影響を及ぼしてい

る。わたしたちの取り組む労働安全衛生の問題も人の流れとともに国際化しており、今後はDIESATのような団体との協力も必須である。

これからも日々の相談活動を通したつきあいだけでなく、彼らの背負っている文化の豊かさにもふれていきたい。

(おわり)



前列：左から古屋哲さん(RINK 事務局長)、筆者、一人おいてオカダさん、後列左から3人目がオカダさんの奥さん

前線から

連合全国労働安全衛生対策会議 開かれる

今後の労組の労働安全衛生運動に期待感

全 国

連合は6月3～4日、神戸市で「第3回全国労働安全衛生対策会議」と「第5回連合健康・安全シンポジウム」を開催した。

対策会議では、97年度の労働安全衛生対策活動計画について、当面する課題についての取り組み、全国セーフティネットワークの検討など中央レベルでの活動推進とともに、9つの地方ブロックごとのセーフティネットワークの推進、労災防止指導員連絡会議の強化と活動の推進など具体的な方針が提案された。また、産業医、専門家を招いての「産業保険問題懇談会」や疾病別のプロジェクトの活動についても経過報告や今後の活動について報告が行われた。

健康・安全シンポジウムでは、中央労働災害防止協会技術顧問の奥重治氏が

「米国の労働安全衛生の動向とわが国の課題」と題した講演を行い、日本の労働安全衛生の歴史を振り返りながら、米国のNIOSHによる曝露測定に関する提案などを紹介し、今後の日本の労働安全衛生活動推進への道筋を示唆した。

引き続き行われた討論は、第1分科会「労働災害の増加を防ぐために」と第2分科会「ストレス時代の新しい健康確保対策」に別れて行われた。第1分科会では、労働科学研究所の伊藤昭好氏と中央労働災害防止協会の西尾伸一氏が助言者をつとめた。伊藤氏からは「職場力のレベルアップ」を目指した参加型、自主対応型の安全衛生マネジメントの推進などが提言された。参加者からは、職場での安全活動のグループ規模がどの程度が適性かなど

活発な意見や日頃の悩みを訴えるものが多かった。また連合大阪からは、中小零細の事業所の安全にもっと連合が真剣に取り組みねば問う労災防止指導員としての意見や、特に建設現場での労災隠しが「ゼロ災」運動の影で多発していることが指摘された。第2分科会では、大阪府立中宮病院の角田鉄太郎氏、自治労顧問医師の上野満雄氏が助言者をつとめた。職場でのメンタルヘルス対策の悩みが次々と実例をもって訴えられ、この問題での深刻さを図らずも明らかにするものとなった。

連合の労働安全衛生対策は、中央、地方の各レベルともに全体としてまだ緒についたばかりという感があるが、労災防止指導員の地道な活動に象徴されるように、労働組合としての今後の運動の発展が多いに期待されているといえよう。直前にこれらのイベントにあわせて開催された労災保険審査労働側参与の交流会とともに、2日間の日程を通して期待感のもてるものとなった。

職場巡視を軸に活発な議論

金属機械労組の安全活動交流集会

大阪

全国金属機械労組は6月1～3日、大阪市で全国労働安全衛生活動交流集会を開いた。この交流集会は、金属機械産業における職場の安全担当活動家の実践を交流し、労働組合としての労働安全衛生運動を強化しようというもの。全国金属労組時代に初めて開催されて以降、そのまま引き継がれて金属機械労組結成後ですでに第8回を迎えている。

第1日目には労働科学研究所所長の小木和孝氏が講演し、労働安全衛生活動の国際的な流れの中で、労働者の知る権利と使用者の責任がキーワードとなっていること、参加型の安全衛生

活動の様々な事例をひいて、効果的な手法を解説した。

この交流集会の特徴は、開催地の支部がある職場の会議室を会場として、分科会を行い、その支部の職場を実際に巡視するスケジュールを中心に据えていることである。今回は、同労組大阪地本の6支部が第2日の会場となり、それぞれ約30人の参加者が職場巡視。生の事例をもとに、改善事例の評価、さらに改善を必要とするところなどについて、グループ討論形式で活発な議論を行った。

特に改善事例の評価では、あらかじめ会場となった各支部が準備した5～6

の改善例をもとに、どの事例がすばらしいか、効果、費用、アイデアなど多彩な観点から評価をしよう方法を取り、参加者のそれぞれの経験もふまえた議論がたかかわされた。

同労組では積み重ねられてきたこれまでの交流集会で、着実に各地方に安全活動の手法が広がってきており、今後の課題としては、それらの地方ごとの活動をどう顕在化させ一般化させるかではないかとも思われる。たとえば各職場で毎日生み出される労働者の創意工夫による改善事例の収集と紹介、地域単位の安全活動の手法、協力会社や関連会社の安全活動へのアプローチなどがテーマとしてあげられよう。

今後の取り組みが期待されるところだ。

労働法制全体からみた 労働安全衛生対策をさぐる

全港湾大阪支部で集中労働法講座

大阪

全港湾大阪支部安全衛生委員会は、今年度の新たな

取り組みとして、労働安全衛生対策を法的な側面から

学習することを課題に、連続労働法学習会をこの6月5日より開始した。

最近の労働基準法を中心とする労働法令の抜本改正の動きは、一人労働安全衛生法にとどまらず全体的な

流れを通して検討することが求められており、この連続学習会では、まず前期として労働基準法をテーマにあげ、労働契約、労働時間、雇用関係、労働安全衛生との関連について全5回で学習会を実施している。

雇用形態の実質的な多様化が進むことにより、労働関係が不明確で事実上労働者としての権利が奪われてしまっている職種が増えて

おり、それが職場の労働安全衛生にどのような影響を及ぼすか、労働時間が週40時間労働制の全面適用になったとはいえ、労働時間の弾力化や産業の下請構造の中で、フルタイム労働者の働き方はより密度が濃くなっていることなど、全体的な観点からグループ討論を交えた学習方法で解決の道を探っている。

港湾の職場は無前提的な

規制緩和推進の波にさらされておられ、その意味でも将来へ向けてあるべき労働関係法令の内容、そこに反映すべき実態を背景にした意見が求められているといえよう。

学習会は7月はじめで前期を終わり、秋に労働安全衛生法を主題にした後期を開催する予定である。

労働法の規制緩和に反対する 3000人集会開かれる **大阪**

6月20日中之島公会堂において規制緩和反対の大集会が実行委員会と大阪労働者弁護団の共催で開かれ、

会場は満員の参加者の熱気であふれた。いうまでもなく規制緩和が大量の不安定雇用労働者を必要としてお

り、使用者側とその意を受けた行政は、これに対応するため労働者の人権を守るための規制を本質とする労働法の、その「規制」を掘り崩そうとしており、これに断固とした反撃を加えていくための集会であった。労働組合関係者はもちろん

さまざまな分野から参加者があった。大沼邦博関西大学教授の基調的講演あり旭堂小南陵師匠の講談あり各団体のアピールありと盛りだくさんの中味にもかかわらず最後まで集中した集会だった。

「弱者切り捨て・競争礼賛の規制緩和



とこれと軌を一にした労働
法改悪に断固として反対

し、阻止するために徹底的
に闘う」とする決議を採択

した。

派遣元・先企業と労災上積みで 和解成立 障害10級の日系ブラジル人労働者

全港湾建設支部西成分会

大阪/京都

マシバ・ミルトンさんは
堺市の富士管財に雇用さ
れ、95年10月6日、派遣先
の三輪鑄工でのベルトコン
ベア修理作業中に右腕を巻
き込まれ、右前腕撓尺骨骨
折の重傷を負い、1年間の
労災休業の末、昨年9月末
に症状固定と診断され、障
害10級の認定を京都南労基
署で受けた。知り合いの紹
介で当安全セ

ンターに相談
に訪れ、全港
湾西成分会に
加入し、富士
管財と三輪鑄
工を相手とし
て損害賠償と
職場復帰を求
めた。分会で
は両社に要求
書を提出し、
事故現場への
立ち入りも
行った。

三輪鑄工は

ガス管や水道管の継ぎ手を
鑄造している会社で、事故
は鑄造に使用する砂型をば
らす機械の地下にあるベル
トコンベアの修理作業中に
起こったものだった。現場
は、照明もなく非常に狭く
足場も悪いという劣悪な環
境で、当時の作業指示も身
振り手振りに通じない日本
語のみで行われており、事

故の原因もそのあたりにあ
ることが明らかと考えられ
た。結局、4月2日から三
輪鑄工の直接雇用労働者と
して復帰、損害賠償につい
ては両社合わせて全港湾の
労災上積み補償モデル協定
レベルの金額でまとまった。
マシバさんは日本語が
ほとんどできないためR I
NK関係者などの援助の力
が非常に大きかったし、労
働者として当たり前を要求
を労働組合の力によって実
現できたことの意義は決し
て小さくはないだろう。



マシバさんとマシバさんが右腕を巻込まれた現場

5月の新聞記事から

- 5/1 石川県立輪島実業高校教諭の松原茂樹さんがナガノ号流出重油回収作業中に急性心不全で死亡した件で、地公災基金石川県支部は公務災害と認定。基金は松原さんの参加が校長の指示に基づくものであり、降雪下の回収重油の入った土のうの運搬作業が重労働であったことから公務上と判断。
- 5/2 鹿児島大病院でHIV治療を受けていた同大歯学部生の中前康友さんが、病院が歯学部教授の問い合わせに無断で症状を説明していた守秘義務違反と精神的損害賠償を求めて東京地裁に提訴。中前さんはその後歯学部教授らから退学を勧奨され自主退学に追い込まれていた。
- 5/6 環境影響評価（アセスメント）法案が衆院で可決。
加伊ワイルド・ヤブ病への感染の危険性があるとして米政府が87年に移植用硬膜の廃棄・回収命令を出した後も、厚生省がこの情報を無視し続けていたことが判明。
西宮市西宮浜のコンシジョン建設現場で地下に設置されたモンクリート製の作業坑2カ所て堺市の鶴田工務店作業員計6名が酸欠、うち4名入院。
- 5/8 兵庫県温泉町で観光バスにダンプ衝突しバス転落、18名重軽傷。
- 5/9 中国・深セン市の空港で中国機着陸失敗、35名死亡。
- 5/10 イラン東部でM7.1の地震発生、死者2400名、負傷者6000名に達し、200の村に壊滅的被害。
- 5/11 人間にも感染、死亡の危険のあるBウィルスに実験用のサルの4割が感染していることが全国国立大施設協の調査でわかった。P4施設でしか扱えないウィルスで危険性は極めて高い。
広島県府中町で携帯電話中の会社員の車が学生の列に。1名重体、21名けが。
- 5/12 病死した夫（当時54才）に会社が掛けていた生命保険金は遺族のものだと愛知県春日井市の遺族が名古屋市の建設ワイルド会社に保険金約1500万円の引き渡しを求めていた裁判で名古屋地裁は保険料をのぞく1236万円の支払いを命じる判決。
- 5/13 豊中市が市長、市会議長などの交際費について相手が公務員の場合は氏名まで全面開示すると発表。
原子力安全委員会は、低レベル放射性廃棄物の一部に産廃と同じ扱いができるレベルを設定することを決めた。
鹿児島県川内市で震度6弱の地震、34名負傷。
- 5/15 93年12月に神戸市のJR鷹取工場内で自殺した国労組合員の問題で兵庫県地労委は自殺の大きな要因は会社の執拗な脱退工作と事実上認め、他の2名と共に不当労働行為を認定。
- 5/16 昨年12月の長野県小谷村土石流災害の最後の犠牲者が遺体で発見。
豊中市の阪神高速池田線入り線で中央分離帯を乗り越えた保冷車が対向車線の乗用車と衝突、後続のリムジンバスなど4台も巻き込まれバスの乗客1名死亡、18名重軽傷。原因は道路上の落下物か？。
- 5/17 長岡京市の名神高速下り線で渋滞駐車中のトラックに大型トレーラーなど計4台が玉突き衝突、2名死亡、2名重軽傷。
- 5/18 国立感染症研究所などの実験で、0157に汚染された種子や培養液でカイワレを水耕栽培した場合、カイワレ先端部に菌が増殖することがわかった。
北都銀行（旧羽後銀行、本社秋田市）で、週休二日制導入に伴い、週初めと毎月25日以降月末までを特定日として1時間、平日を10分延長して、残業代を支払わないのは労働条件の不利益変更だとして延長分の賃金約3080万円の支払いを北都銀行労働組合が求めていた裁判で、仙台高裁秋田支部は一番判決を破棄し訴えを全面的に認め、銀行側に2620万円の支払いを命じた。
- 5/19 トンネル工事によるじん肺被害について患者や遺族96名が鹿島建設、熊谷組など大手ゼネコン14社と鉄建公団など計75社に1名3300万円、総額31億6800万円の損害賠償を求めた訴えを東京、仙台、徳島、松山、高知の5地裁に起こした。提訴したのは昨年結成された全国トシリじん肺補償請求団の団員。10月には第2陣が提訴予定。
- 5/20 平野区の長原遺跡発掘現場で写真撮影用のやぐらが突風で倒れ撮影中の調査員ら2名が転落、1名死亡、1名重傷。
- 5/21 トヨタでトップセールスマン表彰を2度受け、91年7月に過労で倒れいまなお意識不明の金谷一巳さんに対して八王子労基署が業務上認定。93年7月に労災申請したが、トヨタは94年以降の賃金補償をうち切り、遺族は会社に定年60才までの賃金と医療費の支払いを求めた訴訟を起こしていた。
- 5/23 「ネスレ日本」で会計事務に従事し、77年に頸肩腕障害に罹患し神戸東労基署で労災認定された女性が、労災休業後に職場復帰したところ、88年に再度労災休業し、この2度め休業については会社が休業差額金の支払いを拒否し、女性が休業差額金1096万円の支払いを求めた裁判で神戸地裁は「復職時に完治していなかった」としてネスレに385万円の支払いを命じる判決。
京都府赤十字血液センターが昨年12月献血採取し供給した血液にHIVが混入し、血液を輸血された患者がHIV感染していることを日赤が明らかにした。

一九九七年夏期一時金カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、労働者、市民の諸権利の拡大、命と健康をまもり発展させる運動に日々邁進されておられることに深く敬意を表する次第です。また当安全センターに日頃より様々なご支援、ご協力をいただいておりますことに對しまして厚くお礼申し上げます。それに重ねて表記のカンパへのご協力をお願いいたしますこと、誠に心苦しい限りではありますが、当センターの財政実情をご参酌いただき何とぞご協力のほどお願い申し上げます次第です。とりわけ昨年度末決算では約七〇万円の赤字を計上せざるを得ず、今年度も会員拡大などの財政努力を講じておりますが早期の財政好転は難しく、引き続き事務局を中心として収支両面の努力を続けております。

労働法制の「規制緩和」が、ごり押しされようとしており、パート労働者、臨時工、社外工、派遣労働者などの不安定雇用の増大、未組織労働者層の拡大が進み、労働者の基本的権利侵害がますます横行しております。使用者側のあからさまな労働コストの削減の動きは、官民、大小、内外を問わず労働者の安全、健康と鋭く対立せざるを得ません。現に、頻発する労災隠し、労災認定の制限、中小零細企業の安全衛生対策の停滞は明らかで、今後さらに安全センター活動の重要性が大きくなっていきます。労働者の基本的権利としての「いのちと健康」の問題をあらゆる労働者の基本認識とするための地道で広

範な宣伝活動、対行政・使用者行動の前進を図っていかなければならないと相談に訪れる外国人労働者の問題もまさに日本の社会問題であります。

一方、労働者保護に逆行する「規制緩和」とは裏腹に、労働行政の情報公開は遅々としてすすんでおらず、政府部内で調整中といわれる情報公開法案の動向にも注目をしなければならぬと考えます。遅れた点があまりにも多い労災補償制度の問題や「改正」が相次いでいる労働安全衛生法や今後のあるべき労働安全衛生体制の問題など課題はまさに山積しております。安全センターは皆様と共に全力で取り組んでいく決意であります。今後ともなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

一九九七年六月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田 義雄

郵便振替口座 00960171315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

※なお、本状と入れ違いにご入金いただいておりますら、あしからずご了承下さい。

腰痛予防ベルト「楽腰帯」をどうぞ！

設備や作業条件面の対策がとりにくい場面での腰痛予防に適しています。利用者には好評でさらに活用を呼びかける次第です。レギュラータイプのほかに女性専用のインナータイプ「リリース」もあります。「リリース」はフィット性を高めた薄型で働く女性のために作られました。個人でのご利用、職場での導入をお勧めします。

＜ ご注文要領 ＞

1. 「楽腰帯ご注文票」にお名前・ご住所・電話、FAX番号（あれば）をご記入ください。
2. 本誌裏表紙の「楽腰帯サイズ表」をご覧の上、サイズ（S、Mなど）を選び、「楽腰帯ご注文票」に男女の別・該当サイズ・色・本数をご記入ください。
3. 「楽腰帯ご注文票」を切り取り線から切り離して、次の住所までご郵送いただくか、FAX番号までFAXでお送りください。

「楽腰帯ご注文票」ご送付先

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13ばんらいビル602
 関西労働者安全センター楽腰帯係

FAX番号：06-943-1528 電話番号：06-943-1527

4. なお、楽腰帯に関するお問い合わせは上記電話番号へお願いします。
5. ご注文がありましたら品物、請求書、郵便振替用紙を送付いたします。代金は郵便振替にてご入金ください。
6. サイズが不適合の場合は交換送料お客様負担で交換いたしますのですぐにご連絡ください。

----- 切り取り線 -----

楽腰帯ご注文票

年 月 日

お名前 :
 お届け先住所 : 〒

連絡先電話番号 : - -
 連絡先FAX番号 : - -

性別（該当に○）	サイズ	色（該当に○）	本数
男・女		白・黒	
男・女		白・黒	
男・女		白・黒	
リリース（女性用）		ベージュのみ	
リリース（女性用）		ベージュのみ	
合 計 本 数			

腰痛予防に腰痛予防ベルト

楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案

レギュラー	男	黒・白	サイズ	S	M	L	LL	3L
			ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112
インナー	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	
	女	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06(551)6854 FAX. 06(551)1259